

2021年10月1日

吸収分割に関する事後開示書面

千葉県千葉市稲毛区緑町一丁目15番16号
株式会社ZOZO
代表取締役 澤田 宏太郎

千葉県千葉市稲毛区緑町一丁目15番16号
株式会社ZOZO NEXT
(旧商号:株式会社ZOZOテクノロジーズ)
代表取締役 金山 裕樹

株式会社ZOZOを吸収分割承継会社、株式会社ZOZOテクノロジーズ(2021年10月1日付商号変更後の商号は、株式会社ZOZO NEXT)を吸収分割会社とする吸収分割(以下「本件会社分割」といい、株式会社ZOZOを「ZOZO」と、株式会社ZOZOテクノロジーズを「TECH」といいます。)に関する、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則189条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2021年10月1日

2. 吸収分割会社における吸収分割をやめることの請求に関する手続の経過(会社法施行規則第189条第2号イ)

会社法784条の2に基づき、TECHに対して本件会社分割をやめることの請求をした株主はいませんでした。

3. 吸収分割会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過(会社法施行規則第189条第2号ロ)

TECHには、会社法第784条第1項本文に規定する特別支配会社であるZOZO以外の株主はいませんでしたので、TECHは会社法第785条の規定による手続を行っていません。

4. 吸収分割会社における新株予約権の買取請求に関する手続の経過(会社法施行規則第189条第2号ハ)

TECHは新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

5. 吸収分割会社における債権者保護手続の経過(会社法施行規則 189 条第 2 号ロ)

TECHは、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、2021 年 8 月 13 日付の官報及び日刊工業新聞にて債権者に対する公告を行いましたが、申述期限までに会社法 789 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収分割承継会社における吸収分割をやめることの請求に関する手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号イ)

本件会社分割は、会社法第 796 条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 に基づく請求権は発生しません。

7. 吸収分割承継会社における反対株主の株式買取請求に関する手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ)

ZOZOは、会社法第 797 条第 3 項及び同条第 4 項に基づき、2021 年 8 月 13 日から電子公告を行いましたが、本件会社分割は会社法第 797 条第 1 項但書に該当するため、反対株主の株式買取請求権は発生しません。

8. 吸収分割承継会社における債権者保護手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ)

ZOZOは、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、2021 年 8 月 13 日付の官報にて債権者に対する公告を行い、かつ、同日から電子公告を行いましたが、申述期限までに会社法第 799 条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

9. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

ZOZOは、本件会社分割の効力発生日である 2021 年 10 月 1 日をもって、TECHから、TECHが保有するテクノロジーの研究開発以外の全ての事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。TECHから承継した資産及び負債の額は、それぞれ、4,146 百万円(概算値)、1,324 百万円(概算値)です。

10. 吸収分割による変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

ZOZO 及び TECH は、2021 年 10 月 14 日までに、会社法第 923 条に定める吸収分割による変更登記を申請する予定です。

11. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以上